

議案第 30 号

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「35,200 円」を「35,100 円」に改め、同条第 2 項中「100 分の 220」を「100 分の 200」に改める。

第 2 条 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100 分の 195」を「100 分の 190」に、「100 分の 200」を「100 分の 205」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

国の人事院勧告等を考慮し、非常勤職員に対して日額により報酬を支給する場合の限度額について改定を行うとともに、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改定を考慮し、市長等の期末手当について改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。